平成２２年（フ）第２９１号
山口県下関市豊浦町豊洋台３丁目481番地95、前住所山口市大内矢田717番地１
債務者　尾形　　太（旧姓佐伯）
１　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１０４号
大阪府大阪市生野区生野西１丁目１番20号エビスハイツ105号、旧住所愛媛県西条市丹原町高松甲119―５
債務者　夏山ヨリ子こと　卞　　和子
１　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１０５号
兵庫県神戸市須磨区妙法寺字円満林２番地の５　ドミトリー妙法寺Ⅲ203号室、旧住所愛媛県西条市丹原町高松甲119―５
債務者　夏山明史こと　曺　　創五
１　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１５１号
愛媛県新居浜市萩生2730番地の１
債務者　木原　千栄（旧姓高塚）
１　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１０６号
愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2880番地６
債務者　濵田　一成
１　決定年月日時　平成22年10月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第１０７号
愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2880番地６
債務者　濵田　有香
１　決定年月日時　平成22年10月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第４１３号
高知県吾川郡いの町天王北３丁目２番地５
債務者　川村　由紀
１　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６０６号
高知市新屋敷２丁目25番２―３号　竹本方
債務者　中村　美和
１　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６４１号
高知市介良丙403番地
債務者　鍋島　重博
１　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６４５号
高知市一宮西町１丁目30番３号
債務者　中田　大助
１　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６４９号
高知県南国市十市3178番地12
債務者　浜口　栄一
１　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６５２号
高知市愛宕町４丁目13番16号　ハイツＡ307
債務者　一丸　貴信
１　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４５号
高知県室戸市室戸岬町2788番地１
債務者　木代　裕巳
１　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第４９号
高知県安芸郡奈半利町乙1150番地11
債務者　立石　健志
１　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第５０号
高知県室戸市吉良川町乙2955番地
債務者　坂本　浩子
１　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第５２号
高知県安芸市僧津494番地
債務者　安岡　直弥
１　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第３５９号
福岡県久留米市上津町1793番地26
債務者　樋口　　豊
１　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第８９号
福岡県田川市大字伊田4978番地
債務者　山下知恵美
１　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
福岡地方裁判所田川支部